

(立法紹介)

フランス「消費者の権利・保護・情報を強化する法律」(2)

窪 幸治*

要 旨 フランス政府が2011年6月1日に国民議会に提出した「消費者の権利・保護・情報を強化する法律」案は、本稿が書かれた同年11月30日現在、国民議会の第1読会を経て(10月11日採決)、Sénatの第1読会での審議が行われている¹⁾。

本稿(2)(本号)では、現在の議会での審議経過、特に国民議会第1読会においてなされた修正の概要の紹介及び、参考として政府提出法律案の試訳を提示する。なお、Sénat第1読会以降の修正案の内容紹介、その評価は(3)以降に行う。

キーワード 消費者の権利、国民議会第1読会、Sénat第1読会

Ⅲ 議会の審議

本稿(2)が書かれた2011年11月30日現在、「消費者の権利・保護・情報を強化する法律」案は、国民議会の第1読会を経て(10月11日採決)、Sénatの第1読会での審議が行われているところであり、本号では国民議会第1読会の審議の概要を中心に述べていく。

1. 審議過程の概要

(1) 国民議会第1読会

消費者の権利・保護・情報を強化する政府草案(n° 3508)は、2011年6月1日に国民議会に提出され、経済委員会に付託された。同委員会では、報告者としてM. Daniel Fasquelle議員が指名され、いくつかの修正を盛り込んだ報告(n° 3632)が7月6日に提出された。

その後、9月29日から10月11日にかけての公開審議で討論がなされ、国民議会の第1読会とは同日に政府法律案全体に対する投票がなされ、法案は採決された。

第1読会でなされた主な修正点としては、次のものがある²⁾。

・日常生活分野における消費者保護の強化関係

主要流通分野(1条関係):適用範囲の明確化のため³⁾、商法典第3編第4章の名称の「食品流通網」への変更、更新2ヶ月前での提携合意文書の利用者への交付(による合意内容検討の期間の付与)(商法典L.349-3条1項修正)、提携合意の黙示更新の手続規制(同L.340-2条2項に挿入)

不動産分野(2条関係):共同賃貸借における連帯条項の緩和(1989年6月6日n° 89-462法律22-1条新設)、賃借物件に関する保証人の資格条件の家族限定(同22-3条新設)、エレベータ補修契約の解除(建築居住法典L.125-2-2条新設)

電気通信分野(3条、3条の2、5条の2A関係):最低契約期間の合意に関する形式(消費法典L.121-84-6条第2文に挿入)、個人宛ショートメッセージによる料金請求の方法容認(同L.121-84-10条に挿入)、サービス有・無料の分別(同L.113-4-1条新設)、無線設備に関する各部署との協議機関の設置(郵便・電気通信法典L.34-9-3条新設)

エネルギー分野(4条の2関係):石油液化ガス供給契約への拡張(消費法典L.121-99条~121-108条新設)

保健・介護分野(5条2項、6条、6条の3関

* 岩手県立大学総合政策学部 〒020-0193 岩手県滝沢村滝沢字菓子152-52

係)：眼鏡・レンズのオンライン販売関連規定（有効期間内の処方箋引渡し）（消費法典 L.121-20-7 条新設）、補完的健康保険の比較可能性の強化（主要な治療例での、ユーロでの償還基準における標準的給付の提示）、自動車損害保険での被保険者に対する修理業者選択可の注意喚起（保険法典 L.211-24-1 条新設）

・消費者の情報強化関係

地理的表示（7 条関係）：地方公共団体の地方の名称・標章等の利用への関与手続（知的財産権法 L.722-4 条新設）

電話勧誘取引（8 条の 3 関係）：消費者による電話勧誘許否の一覧表登録、同意なしの勧誘禁止（消費法典 L.121-27-1 条新設）、違法な電話勧誘販売に対する課徴金創設（同 L.121-27-2 条新設）

・消費者の権利強化関係

DGCCRF・裁判所の権限ほか（10 条、10 条の 6、10 条の 7、10 条の 10 関係）：消費者契約における濫用的条項使用に対する課徴金創設（消費法典 L.132-3 条新設）、DGCCRF の囑託予審判事の受入れ（同 L.215-1 条 3 項新設）、被検査人の身分証の確認権限（同 L.215-3 条に挿入）、原子力安全当局及び放射線防護・原子力安全機関への製品規格・安全情報の提出（同 L. 215-3-1 条）、消費者代表の各種行政委員への選任手続

・その他（8 条の 2A、10 条の 11 関係）

スポーツ・文化事業等の興行権等の保護（刑法典 313-6-1 条新設）、昼食補助券の電子化（労働法典 L.3268-7 条修正）

(2) Sénat 第 1 読会

2011 年 10 月 11 日、国民議会第 1 読会で採決、送付された法案（n° 12）⁴⁾ が Sénat に提出され、同経済・持続的発展・国土整備委員会に送付された。同委員会は 10 月 26 日、M. Alain Fauconnier 議員を報告者に指名した。

また、憲法法律・立法・普通選挙・規則・一般行政委員会は意見を審議で取り上げている。

(続く)

【付】

（試訳）消費者の権利・保護・情報を強化する政府提出法律案（n° 3508）

第 1 章

現在のさまざまな消費部門における、消費者のサービスに部門別のより多くの競争を確立することを狙う措置

第 1 条

商法典第 3 編第 3 章の後、次のように起草された第 4 章が挿入される：

第 4 章 配送網

L.340-1 条 1 項「提携合意は、自然人または私法上の法人の間で締結される、第 1 編第 2 章第 5 節及び第 6 節に記載され、又は、L.330-3 条第 1 項に記されたサービスを提供する商人以外の商人及び、当事者が当該商人の活動の利用者につき、営業の自由を制限する余地を約するところの義務を定めるため、自身若しくは第三者の計算で、少なくとも小売取引の商店を利用するすべての人を再編する契約である。」

2 項「この合意は、予め本条 1 項に示された当事者間で、すべての契約に署名がなされ、一部が営業者に交付される、単一の文書により定式化される。提携合意は、二当事者によるこの単一文書の署名により生じる。」

3 項「単一の文書は、競争当局の意見の後に採択される、デクレにより定められた項目に従い再編成された、提携事実のために適用される条項を要約し、また特に以下を定める：

- 1° 提携及び団体への参加の条件；
 - 2° 事業者に対してもたらされる商業サービス、特に調達の利用及び商標・看板の利用の条件；
 - 3° ネットワークの役割；
 - 4° 提携より生じる商業関係を管理する、契約の更新、譲渡、履行条件；
 - 5° 提携関係の解消後に適用される制約の発生；
- これら合意の各期間は、単一文書に記載されなければならない。提携合意の最終期間は、

明示で記載される。」

L.340-2 条「L.340-1 条に定められる提携合意は、事業者が少なくとも、L.430 条 2 項の意味における、セルフサービスで、税抜き、燃料費抜き総売上額の 3 分の 1 以上が、食料品販売から生じる、小売商店を経営する場合、強制される。

競争当局の意見後に採択されるデクレは、必要に応じ、活動分野及び、この義務違反となる面積、総売上額を定める。」

L.340-3 条 1 項「L.340-2 条第 1 文に予定される場合、L.340-1 条 2 項に定められた単一文書は、提携合意が無効となると直ちに、予め署名され、競争当局の意見後に採択されるデクレにより定められた期間内に、事業者に返却されなければならない。」

2 項「L.340-2 条第 1 文が適用される強制的な提携合意に関しては、提携合意より生じる規定に対する契約上の措置についてではなく、同一の合意の修正についてのみ、抵触がありうる。

競争当局の意見後に採択されるデクレは、強制的な提携合意が期限前に、期間により解消されうる期限を記載する。

これら強制的な提携合意は、黙示の更新合意により更新されえない。」

3 項「提携合意の効力の範囲内又は、そのために締結される、いかなる規定、いかなる契約も、この合意が L.340-2 条第 1 文の適用による強制的である場合、当該合意により述べられた規定の活用の障害をなすことはできない。」

L.340-4 条「競争当局の意見後に採択されるデクレは、10 年を超えることのできない、署名が L.340-2 条の適用により強制的である提携合意の最長期間を定める。

L.145-4 条の規定により規定される商事賃貸借の例外につき、提携合意の範囲内で締結されるいかなる契約も、L.340-1 条 3 項最終文に記載される最終期間を超えて、効果を生じ得ない。」

L.340-5 条「L.340-2 条第 1 文の適用により強制的である提携合意が、商業関係の設定又は更新の前提条件となる金銭支払を定めるとき、単一文

書はこれらの金銭を支払う方法を、契約署名時に全額もしくは分割払かを記載し、最終年になされるべき支払はこれら金銭の総額の 20% を超えることはできない。本条の不遵守の場合、これを理由として支払われる金銭は、提携合意において指示するような、名目上の当初の総額の年 10% の限度においてのみ、公序として、請求しうる。」

L.340-6 条「L.340-2 条第 1 文が適用された提携合意の終期又は解約後は、営業者による商業活動遂行の自由を制約する効果を有するいかなる条項も、この合意において述べられていない場合、適用を得ることはできない。

当該条項からは、その効果は、もはや当該解約又は終期後の年度にはもはや生じない。

当該条項は、単一の提携合意を署名したものが効用を有した時から、当該合意の期間中、提携合意の対象である財及びサービス、土地及び部屋に関してのみ、効果を生じる。」

L.340-7 条 1 項「本章の規定は、2012 年 7 月 1 日より締結された契約に適用される。」

2 項「2012 年 7 月 1 日以前に締結される、L.340-2 条第 1 文の対象となる提携関係を設定するあらゆる性質の契約は、2014 年 1 月 1 日より前に、本章により定められた条件において締結される、提携合意により置き換えられなければならない。」

3 項「2014 年 1 月 1 日より、本章に定められる規則を遵守した、提携合意の締結がない場合、各当事者は、以前に締結された合意、条項又は契約が対抗可能としても、L.340-2 条 1 項の適用範囲にある提携関係を終了させることができる。この解除は、本章の規定に適合させる必要性から、他方当事者に対する通知から起算される、L.340-3 条 2 項に定められた期間の満了をもたらす。」

第 2 条 1 項

借家関係の改良及び 1986 年 12 月 23 日 86-1290 号法律の修正に関する 1989 年 7 月 6 日 89-462 号法律 22 条第 5 項は、次のように起草された一文に置き換えられる。:

「定められた期間内での返還がない場合、借家

人に支払われるべき保証預託金の残額は、遅延につき月当たり賃料の10パーセントに相当する額を増額される。」

第2条2項

借家関係の改良及び1986年12月23日86-1290号法律の修正に関する1989年7月6日89-462号法律40条第1～3項の第1文につき、「22条第1文」の語は削除される。

第2条3項

貸主と借家人又は事業用住居の占有者の関係に関する立法の修正及び編纂、及び、住宅手当創設に関する1948年9月1日n°48-1360法律75条は廃止される。

第2条4項

建築居住法典L442-6条1項につき、「75条第1文ないし第3文」の語は削除される。

第2条5項

1° 借家関係の改良及び1986年12月23日86-1290号法律の修正に関する1989年7月6日89-462号法律3条につき、第8文の後に、次の複数の文が挿入される：

「居住面積が、賃貸借において表明された面積の20%未満で少ない場合、貸主は、賃借人の請求に対して、確認された少ない大きさに比例した賃料の減額を引き受ける。賃料減額の訴えは、賃貸借の効力が生じてから6ヶ月以内に提起されなければならない。

この記載を欠く場合、借家人は、賃貸借の効力が生じてから3ヶ月以内に、受領通知書の請求として催告された文書又は通知の受付文書により、賃貸借契約における追加証書によりそれを記載するため、貸主に対して請求することができる。2ヶ月以内に貸主の回答ない場合、賃借人は賃貸人に、同一の方式において、賃借人自身又は専門家により計算された面積を通知する。ありうる費用は、賃貸人の負担となる。住宅の居住面積が、賃貸借契約締結前に賃

借人に公表された又は通知された全文書において記載された面積の20%以上少ない場合、前文の規定が適用される。この場合において、賃料の減額訴訟は、賃貸借契約において追加証書が締結された日あるいは賃借人が賃貸人に居住面積を通知した日から6ヶ月以内に、なされなければならない。」；

2° 建築居住法典L632-1条第1文の後に、次のように起草された二文が挿入される：

「賃貸借契約は、賃借物件の居住面積を記述する。居住面積が、賃貸借において表明された面積の20%未満で少ない場合、貸主は、賃借人の請求に対して、確認された少ない大きさに比例した賃料の減額を引き受ける。賃料減額の訴えは、賃貸借の効力が生じてから6ヶ月以内に提起されなければならない。

この記載を欠く場合、借家人は、賃貸借の効力が生じてから3ヶ月以内に、受領通知書の請求として催告された文書又は通知の受付文書により、賃貸借契約における追加証書によりそれを記載するため、貸主に対して請求することができる。2ヶ月以内に貸主の回答ない場合、賃借人は賃貸人に、同一の方式において、賃借人自身又は専門家により計算された面積を通知する。ありうる費用は、賃貸人の負担となる。住宅の居住面積が、賃貸借契約締結前に賃借人に公表された又は通知された全文書において記載された面積の20%以上少ない場合、前文の規定が適用される。この場合において、賃料の減額訴訟は、賃貸借契約において追加証書が締結された日あるいは賃借人が賃貸人に居住面積を通知した日から6ヶ月以内に、なされなければならない。」

3° 1°及び2°の規定は、本法の公布より後に締結された契約に適用される。

第2条6項

不動産及び営業財産に関する一定の取引に関する活動への従事条件を規制する1970年1月2日70-9号法律6条第4文の後に、次のように起草された新しい文が挿入される。：

「情報交換ネットワークに関する所属」

第2条7項

不動産及び営業財産に関する一定の取引に関する活動への従事の条件を規制する1970年1月2日70-9号法律7条は、次のように起草された一文により補完される。:

「期間を経過した合意の黙示の更新を可能とするあらゆる条項は、書かれなかったものとみなされる。」

第2条8項

A. 社会活動家族法典は次のように修正される:

1° L.313-1-2条第4文の冒頭の文章は、次の語によって補完される:「L.347-1条に属する、価格決定に関連することなく」;

2° L.313-1-2条の後に、次のように起草されるL.313-1-3条が挿入される。:

L.313-1-3条「契約及び受容手帳に関するL.313-1-2条第4文の規定、及び、同条適用のための規定の違反は、消費法典L.141-1条7項に定められた方式及び手続きに従い自然人に対しては3000€、法人に対しては1万5000€を超えない額の課徴金が課せられる。」;

3° L.313-21条は廃止される。;

4° L.342-3条は次のように起草される一文により補完される。:

「居住者の死後に関する、あらゆる契約条項にもかかわらず、部屋が人的対象から解放された時から、生前に引き渡されたが、支払われていない宿泊給付のみ、権利所有者に請求をなすことができる。死亡を理由に、引き渡されていない給付に相当する前もって受け取った金額は、返還されなければならない。いかなる金額も、入居及び退去時の現況により正当化されない場合、住居の原状回復を理由として、請求又は控除をなすことはできない。;」

5° L.347-2条の後に、次のように起草されるL.347-3条が挿入される。:

L.347-3条「L.347-1条及び同条適用のための規定の違反は、消費法典L.141-1条7項に定められた方式及び手続きに従い、自然人に対しては3000€、法人に対しては1万5000€を超えない額

の課徴金が課せられる。

B. A4°の規定は、本法の効力発生前に締結された契約に適用される。

第3条1項

消費法典L.121-83条は次のように起草される。:

1° 本項の冒頭に、次の文が挿入される。:

「本節の適用に関して、サービス供給者につき、郵便電気通信法典L.32条6°の意味でのあらゆる電気通信事業者に拡張される。」;

2° eは、「L.121-84-7条の適用での、契約解除の理由並びに」の語により補完される;

3° 最終項の「必要として、これら情報」の語は、「これら情報、とりわけ、eに記載される契約解除理由」の語に置き換えられる。

第3条2項

同法典L.121-84-1条第2文の「前述のL.32条6°の意味での電気通信の」の語は、削除される。

第3条3項

同法典L.121-84-4条で、「これらサービスが申し出られた消費者の明示の合意」の語の後に、「書面により、又は、あらゆる持続的媒体によって、受けられることができる。」の語が付加される。

第3条4項

同法典L.121-84-6条は次のように修正される:

1° 第1文の「サービス d'un service」の語は、「de services 複数のサービス」の語に置き換えられる。;

2° 次のように起草される二文が付加される。:

「履行の最低期間の遵守を課す契約条項の消費者による承諾につき、携帯電気通信サービス又は複数のサービスの提供者を規制する、契約期間の終結又は修正に従う、あらゆるサービス供給者は、当該消費者に少なくとも、この又はこれらの同一サービスに関して合意なしに、申込みを提示する責任がある。

あらゆるサービスの提供者は少なくとも、SMS及び、困難を有する消費者向けの電話サービスな

し携帯インターネットのサービスを含む、携帯端末に関する申込みを提示しなければならず、困難を有する消費者向けに提示する製品及びサービスに関する情報を消費者に提供しなければならない。」

第3条5項

同法典 L. 121-84-7 条は、次のように修正される。:

1° 第1文の「サービス」の語は、「複数のサービス」の語に置き換わる。;

2° 第2文で、「の資格で実際に引き受けられた」の語に、「サービスへの接続の認証又は～の」の語が付加される。;

3° 次のように起草された文が付加される。:
「L. 121-83 条に記載されたアレテにより定められた解除理由の一覧表及び、場合によって、同条第2文の対象となる費用支払いも、L. 121-84 条第1文の損害なしに、契約の最低期間の満了しない違反をとして課される金銭支払も、消費者に請求することのできない、その他の理由を含む。」

第3条6項

同法典 L. 121-84-10 条の後に、次のように起草される、L. 121-84-11 条、L. 121-84-12 条、L. 121-84-13 条及び L. 121-84-14 条が付加される。:

L. 121-84-11 条「あらゆるサービスの提供者は義務づけられている。:

1° すべての契約文書とサービスに適用される売買の一般条件、それに修正が含まれる、接続可能なサービス、料金表、及び、電気通信サービスに関する情報への接続を消費者に与える、インターネット上の安全性を高めた空間を消費者に提供すること;

2° 消費者に、少なくとも年1回、電気通信サービスの同一の消費に関して通知し、商品化されたサービスの提供が需要により適合した場合、この申込みの条件を通知すること;

3° 消費者に少なくとも、インターネット上で、契約解除の場合に、支払われるべき総額を積算することを可能とするツール並びにこのツール利用

に必要な情報を提供すること。

1° ないし 3° に記載されたサービスは、いかなる費用の収受も生じない。

消費国民会議の意見の後に採択される、消費担当大臣及び電気通信担当大臣の共同アレテは、電気通信法典 L.34-1 条の規定の遵守において、1° に記載された安全性を高められた空間に記載すべき情報、保存の期間及び条件、消費者が同意する 2° に記載された条件を含む、情報様式を詳述する。1° の適用様式は、情報・自由国家委員会の意見の後に採択される。」

L. 121-84-12 条「あらゆるサービスの供給者は無償で、消費者による消費の制御を容易にするため、警告及び電気通信サービスの遮断の措置を採る。

消費国民会議の意見の後に採択される、消費担当大臣及び電気通信担当大臣の共同アレテは、当該措置が適用されるサービス、消費者が請求により当該措置を停止しうる場合の様式、警報及びサービス遮断並びに再開を開始する条件を詳述する。」

L. 121-84-13 条「ロックされた端末を売る、あらゆるサービス供給者は、サービスのみ、又は、とともに、消費者による端末取得から3ヶ月後以降、義務を負う:

1° 無償で端末ロックのコードを消費者に通知すること。;

2° 無償で消費者の請求に対して、端末をロックすること。;

サービス提供者は消費者にロック解除手続に組み合わせられた取引に関する情報を、本法典 L.121-84-5 条に定められた条件及びそれを提供する配送網において、電話により提供する。」

L. 121-84-14 条「それを引き受けるのがどんなものであろうと、直接又は第三者の介在による、電気通信のサービスを提供するサービス提供者のあらゆる広告、取引文書又は契約文書において、『無制限の』『24時間中』と特徴付けられた、もしくは、同様の語を意味する申し出にもたらされた制限又は排除は、重要記載を訂正するように明確、簡潔かつ明白な方法で記載されなければならない、他の情報を与える、訂正する又は法律上の記載と

区別される方法で記載されなければならない。」

第3条7項

同法典 L. 121-83 条、L. 121-84-1 条、L. 121-84-3 条、L. 121-84-5 条、L. 121-84-6 条及び L. 121-84-7 条の「電気通信法典 L.32 条 6° の意味における電気通信」の語は削除される。

第3条8項

A. e は L. 121-83 条、L. 121-84-4 条及び L. 121-84-7 条、L. 121-84-11 条 2° 及び 3°、そして L. 121-84-12 条及び L. 121-84-13 条は、本法から生じた起草において、本法の効力発生日に通用する契約に適用される。

B. L. 121-84-11 条 1° は、本法から生ずる起草において、本法公布から 4 ヶ月経過した日からの新しい契約に適用される。同号は、黙示も含み、更新の対象となる契約に、本法公布から 9 ヶ月経過した日から適用される。

第4条1項

消費法典は次のように修正される。：

1° L. 121-87 条 14° は「及び締めめの請求書作成」の語により補完される。；

2° L. 121-88 条 4° の「署名された」の語の後に、「供給者により与えられる、個人料金相談援助」の語が挿入される。

3° L. 121-91 条第 2 文の「天然ガス及び電気」の語は、「電気又は天然ガス」の語に置き換えられる。；

4° L. 121-91 条第 5 文の「顧客に対して」の語の後に、「費用を受け取ることなく」の語が挿入される。；

5° L. 121-91 条の後に、次のように起草された L. 121-91-1 条が挿入される。：

L. 121-91-1 条 1 項「現実消費の本質的な変遷の場合に、供給者は顧客に対して、請求に応じて、無償で、提供されたデータに基づいて作成され、締結された契約の適合に関する申立てを含む診断を、通知する。」

2 項「供給者が、請求書を作成した金額の異常な増加を確認すると直ちに、又は、異常な金額の請求書を受け取った消費者により知らされた場合、供給者は当該金額が導かれたデータの検査をなす。供給者が当該検査を行わない間、消費者がそれを妨げることがないならば、請求書の支払期限は延期される。当該検査がなされたら直ちに、供給者は消費者に請求書、場合によっては修正された金額、そして計算中の支払期限を知らせる。」

3 項「L. 121-91 条第 2 文に記載されるアレテは、現実消費の本質的な変遷及び請求書を作成する金額の異常な増加の判断基準、診断及び検査の実行の内容と方式、この後者の負担条件、そして検査後の請求書の正常化手続を詳述する。」

第4条2項

本条の規定は、3° を除いて、本法の公布から 6 ヶ月目以降に効力を生ずる。本法から生じた起草において、L. 121-91 条及び L. 121-91-1 条は、同日に通用する契約に適用される。

第5条

電気通信法典 L.33-9 条は次のように起草される文により補完される。：

「競争当局の意見の後に締結される、国とインターネット接続業者との間の協定は、収入水準を理由として、事業者がブロードバンド接続における特別の困難を抱える人に向けられた特別の料金申し出を提供する条件を決定することができる。」

第6条1項

消費法典 L.120-20-2 条は、次のように起草された条項により補完される。：

「3° の規定は、一覧表がデクレにより決定される、公衆保健法典 L. 5211-1 条に定められた医療措置に適用されない。」

第6条2項

A. 公衆保健法典 L. 4362-9 条の後に、次のように起草される L. 4362-9-1 条が挿入される。：

L. 4362-9-1 条「コンタクトレンズのオンライン販売に際し、関連事業者は：

1° 顧客に対して、提供される資格を与えられたメガネ販売業者の下で、情報と相談を受けることを可能とする。

2° 顧客に、最初の引渡し時に、処方箋の伝達を要求する。

これらの措置の適用方式は、そして記載及び、従事者のサイト上に掲載されるべき情報は、デクレにより定められる。」

B. 同法典 L. 4363-4 条は、次のように起草される一文により補完される。：

「4° L. 4362-9-1 条に定められた規則を理解せず、コンタクトレンズをオンラインで販売することに関して。」

第6条3項

保険法典は次のように修正される。：

1° L. 113-12 条第2文、第2・3の語句は、次の「被保険者に提供された一定のリスクに対する保障を強化する1989年12月31日89-1009号法律6条の規定の留保の下、当該権利は、同一条件において、保険者に帰属する。特定リスク以外のリスクのカバーを理由として、当該権利に抵触しうる。」の語句に置き換えられる。；

2° L. 113-15-1 条第4文は、次の規定に置き換えられる。：

「本条の規定は、生命保険にも、団体保険にも適用されない。しかしながら、本条は社会保障法典 L. 911-1 条の規定又は本法典 L. 144-1 条1°の範囲内で締結された以外の、任意加入の団体医療保険に適用される。」

第6条4項

共済法典 L. 221-10-1 条第1文の「非職業人と性質決定される個人取引に関する黙示の更新での加入に関して」の語の後に、「及び社会保障法典 L. 911-1 条の規定又は本法典 L. 144-1 条1°の範囲内で締結された以外の、任意加入の団体医療保険」の語が挿入される。

第2章

良質の消費を促進し、そして消費者の情報および保護を強化するための措置

第7条1項

消費法典は次のように修正される。：

1° L. 115-1 条の後に、次のように起草された L. 115-1-1 条が挿入される。：

L. 115-1-1 条「地理的指示は、農産、林産、食品、海産以外の製品を指示するのに有用で地域及び特定場所の名称をなし、その名称は原産であり、一定の性質、評判、その地理的産地を割り当てられ、そして加工、仕上げ、製造又は組立てが地理的に限定された範囲で行われるその他の特性を保持する。；

2° L. 115-2 条の後に、次のように起草された L. 115-2-1 条が挿入される。：

L. 115-2-1 条「競争当局の意見の後採択されるデクレは、農産、林産物及び海産物以外の、製品のため、地理的指示の使用の遵守がされている契約規定書を認可することができる。契約規定書は地理的範囲を限定し、品質、評判又は、地理的産地を割り当てられるその他の特性を定め、そしてこの地理的範囲において製品そして統制方式がなされる制作又は加工、仕上げ、製造、組立ての様式を詳述する。」；

3° L. 115-3 条の「L. 115-2 条に定められたデクレは～しうる。」の語は、「L. 115-2 条及び L. 115-2-1 条に定められたデクレは～しうる。」に置き換えられ、「又は地理的指示」の語は、「原産地表示」の後に入れられる。

4° L. 115-4 条は、次の規定に置き換えられる。： L. 115-4 条「L. 115-2 条及び L. 115-2-1 条に定められたデクレは、公衆調査及び直接関連する事業者組織・団体の協議の後、規制手段により詳述される条件において、そして方式に従い、採択される。；

5° L. 115-16 条3°、4°の「原産地表示」の語の後に、「又は地理的指示の」の語が挿入される。；

6° L. 115-16 条5°、6°の「原産地表示」の語の後に、「又は地理的指示の」の語が挿入される。；

7° L. 115-16 条 7° の「原産地表示」の語の後に、「又は地理的指示の」の語が、「表示の評判」の後に、「指示の」の語が挿入される。

第 7 条 2 項

知的財産権法は次のように修正される。:

1° L. 721-1 条は次の規定に置き換えられる。:
L. 721-1 条「原産地表示及び地理的指示の決定に関する規定は、消費法典 L. 115-1 条及び L. 115-1-1 条により定められる。」;

2° L. 722-1 条は次の規定に置き換えられる。:

a) 原産地表示及び地理的指示は、消費法典 L. 115-1 条及び L. 115-1-1 条に定められる。

第 8 条 1 項

郵便電気通信法典 L. 34-5 条は、次のように修正される。:

1° 第 7 文の「infractions」(違犯)の語は、「manquements」(違反)に置き換えられる。;

2° 第 7 文の後に、次のように起草された一文が挿入される。:

「L. 36-11 条の規定を害することなく、本条の規定への違反は、競争及び消費担当の行政機関により宣告される、消費法典 L. 141-1 条 7 項に定められた方式及び手続きに従い、1 万 5000 € を超えない額の課徴金の制裁を受ける。違反が既に、L. 36-11 条又はその他の法律の適用から、罰金の対象となっていた場合、宣告された罰金は、総額が科せられる制裁の一方の最高限を超えないように制限される。」

第 8 条 2 項

消費法典 L. 121-18 条は、次のように修正される。:

1° 5° は次の規定に置き換えられる。:

「5° 申し出及び申し出価格の有効期間、L. 211-1 条に記載された契約に関する L. 211-4 条以下に定められた法定適合保証に関する情報、並びに、場合によっては、それぞれ L. 211-15 条及び L. 211-19 条以下の対象となる商業保証と売買後サービス給付に関する情報。」;

2° 第 9 文の後に次のように起草された一文が

挿入される。:

「通信での財産又はサービス給付の提供に適用される、一般若しくは特定の、契約条件全体は容易に、申し出時に、インターネットサイトのホームページ又はあらゆる申し出の通知の媒体上から、接続可能でなければならない。」

第 8 条 3 項

消費法典 L. 121-19 条は次のように修正される。:

1° 2° は次の規定に置き換えられる。:

「2° 撤回権の存在又はないこと並びに、場合によっては、履行条件・方式の制限の情報。」;

2° 4° は次の規定に置き換えられる。:

「4° L. 211-1 条に記載された契約に関する L. 211-4 条以下に定められた法定適合保証並びに、場合によっては、それぞれ L. 211-15 条及び L. 211-19 条以下の対象となる商業保証と売買後サービス給付に関する情報。」

第 8 条 4 項

消費法典 L. 121-20-1 条の 2 番目の語句及び L. 121-20-3 条第 2 文の「に関する利益の」の語の後に、「二重に」の語が挿入される。

第 8 条 5 項

消費法典 L. 121-20-3 条は次のように起草される一文により補完される。:

「商法典 L. 132-8 条違反につき、運送業者の支払の直接訴権は、商品運送が L. 121-16 条に記載された通信販売契約に由来するとき、消費者に対してなすことはできない。」

第 8 条 6 項

消費法典 L. 121-96 条の後に、次のように起草された第 14 節が挿入される。:

第 14 節「引越し以外の運送契約」

L. 121-97 条「消費者が個人的に運送目的物を引き渡すとき、及び、運送業者が実効的に状態の適合検査する可能性を証明しないとき、商法典 L. 133-3 条に記載された期間は 10 日とされる。」

第8条7項

「第2・3項に定められた規定は、本法公布の日から4ヶ月経過した日に効力を生ずる。」

第9条1項

消費法典L.113-3条は次のように修正される。:

1° 第1文の「価格」の語の後に、「存在、そしてL.211-4条ないしL.211-13条に記載された法定適合保証の行使の方式」の語が付加される。;

2° 第2文は次の規定に置き換えられる。:

「当該規定は、L.211-1条に記載された契約のみ適用される法定適合保証を除き、L.113-2条最終文の対象となるあらゆる活動に適用される。」;

3° 第2文の後に、次のように起草された二文が挿入される。:

「売買の一般条件は、法定適合保証の存在・内容に関する明確な情報、及び、民法典1641条ないし1649条、2232条に定められた条件において売買物の瑕疵に関する情報を含む。一般条件は、全面的にかつ明らかな形で、本法典L.211-4条、L.211-5条及びL.211-12条、そして民法典1641条及び1648条第1文を転載する。

高速道路料金については、高速道路事業者により提供される、有効な料金表に関する情報方式は、国立消費委員会の意見の後に採択される、消費担当大臣及び国家道路管理担当大臣の共同アレテによることが必要として詳述される。」

第9条2項

同法典L.121-1条2項第1文の後に、次の一文が挿入される。:

「利用される通知方法が、空間又は時間の制限を課す場合、重要情報が漏れたか評価するために、これら制限並びに、事業者による、その他の方法において上述の情報を消費者に提供するため採られる、あらゆる措置を考慮する理由がある。」

第9条3項

「1項の規定は、本法の公布から4ヶ月経過した日に効力を生ずる。」

第10条1項

消費法典L.111-3条の後に、次のように起草されるL.111-3-1条が挿入される。:

L.111-3-1条「L.111-1条及びL.111-2条に定められた規定の違反は、自然人に対しては3000€、法人に対しては1万5000€を超えない額の課徴金が課せられる。」

第10条2項

同法典L.113-3条の後に、次のように起草されるL.113-3-1条が挿入される。:

L.113-3-1条「L.113-3条及びその適用に対して採られる条文の違反は、自然人に対しては3000€、法人に対しては1万5000€を超えない額の課徴金が課せられる。」

第10条3項

同法典は次のように修正される。:

1° L.121-15条第2文は次のように起草される一文に置き換えられる。:

「前文によって禁止広告を実施又は実施させるあらゆる広告主は、自然人に対しては1万5000€、法人に対しては2万5000€を超えない額の課徴金が課せられる。」;

2° L.121-15-3条第2文は次の規定により置き換えられる。:

「L.121-15-1条及びL.121-15-2条の規定の違反は、自然人に対しては3000€、法人に対しては1万5000€を超えない額の課徴金が課せられる。」

第10条4項

同法典L.132-1条第6文は次の語句により補充される。:「裁判官は職権で、当事者の所見を収集した後に、係争要素から生じる濫用的性質の適用を排除する。」

第10条5項

同法典L.132-1条の後に、次のように起草されるL.132-1-1条が挿入される。:

L.132-1-1条「大審裁判所及び、その権限か

ら指摘する事項において、デクレにより特別に指定された小審裁判所は、L. 141-1 条第 6 項及び L. 421-6 条に根拠を置く違法又は濫用的な条項の削除をもたらす訴権を認める。」

第 10 条 6 項

同法典 L. 141-1 条は次のように修正される。:

1° 第 1 項の「L. 450-8 条、L. 470-1 条及び L. 470-5 条」の語は、「及び L. 450-8 条」の語に置き換えられる。;

2° 2 項 1° の「第 3 章」の語は、「第 1 及び第 3 章」の語に置き換えられる。;

3° 第 3 項は次の規定により補完される。:

「6° 建築不動産の共有状態を定める 1965 年 7 月 10 日 65-557 号法律 18 条ないし 18-2 条;

7° 受容契約及び手帳については、社会活動家族法典 L. 311-4 条ないし L. 311-9 条;

8° 建築居住法典 L. 271-6 条」

4° 第 5 項は次の規定により補完される。:

「事業者が、与えられた期間内に、当該差止めを提訴しなかったとき、競争・消費担当の行政機関は、事業者と別個に、第 7 項に定められた方式の条件において、また方式に従い、次を超えない額の課徴金を宣告することができる。:

1° 差止め措置が正当化された違犯もしくは違反が、多くとも 5 等級の罰金に対して、又は、金額が多くとも自然人につき 3000 € 及び法人につき 1 万 5000 € と同等の課徴金により定められた金額と同等の金額により、制裁を受けるとき、自然人につき 1500 € 及び法人につき 7500 €;

2° 差止め措置が正当化された違犯もしくは違反が、軽罪の刑又は、自然人につき 3000 € 及び法人につき 1 万 5000 € を超える金額の課徴金を課されるとき、自然人につき 3000 € 及び法人につき 1 万 5000 €;」

5° 第 6 項は次の規定により置き換えられる。: 第 6 項「競争・消費担当の行政機関は、次のことができる:

1° 場合によってはアストラント(※間接強制)の下、消費者に提示され若しくは差し向けられた

あらゆる契約又は契約ひな型における違法又は濫用的条項の削除を命じる民事裁判又は、必要があれば、行政裁判を請求し、消費者と同一の事業者により締結された同一の契約すべてにおいて、当該条項が書かれなかったものとみなされることを宣言すること、そして事業者の負担で、あらゆる適切な方法により、消費者にそのことを周知すること。;

2° そのことが共和国検察官に通知された後、必要であればアストラントの下、民事裁判権にあらゆる契約債務への違反又は第 1 ないし 3 項に記載される違法な不正行為を終わらせる性質の措置を命じることを請求すること。;

3° 司法機関に、デジタル経済の信用に関する 2004 年 6 月 21 日 2004-575 号法律 6 条第 1 項 8 に記載される措置を命じることを請求すること。

コンセイユデータのデクレは、これら手続きを機能する方式を定める。;

6° 第 2 項は、次のように起草される第 7 ないし 9 項が付加される。:

7 項「競争・消費担当の行政機関は、第 1 ないし 3 項の対象とされる規定並びに、社会活動家族法典 L. 313-1-3 条及び L. 347-3 条及び郵便電気通信法典 L. 34-5 条に定められた規定の違反に課す課徴金を宣告するための権限ある当局である。

課徴金を課される違反は、商法典 L. 450-2 条及び同条を適用するための規定に定められた条件における調書により確認される。

有用な全書類に導かれ、課される課徴金の金額を記載する調書のコピーは、関係する自然人又は法人に通知される。

調書は、1 ヶ月の期間内に、対象となる人に対して、書面又は口頭での不服申立てを提起する可能性を示す。

この対審手続き及び当該期間の後に、行政当局は、根拠ある決定により、課徴金支払を命ずることができる。

利害関係人は、その当該決定に対して裁判権に提訴をなす権限を十分に知らされる。

第 7 項に記載される罰金は、公会計に払い込ま

れ、税金及び公共財産以外の国の債権として徴収される。」

8項「職権行使において、商法典 L. 450-1 条第2項に記載された官吏は、情報、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 2・4・5 章の規定の違反又は違犯を構成しうる事実を確認する資格を与えられ、これらの確認事実を国立自由情報委員会に通知することができる。」

9項「本条の適用に関して、そしてコンセイユデータのデクレにより定められた条件において、経済担当大臣又は代表は、あらゆる裁判所の前に、適用可能な規則に従い、関与し、申立てを提出、弁論を展開することができる。同様に、調書及び調査報告を作成することもできる。」

第 10 条 7 項

同法典 L. 421-2 条は、次の語句により補完される：「同様にそれらは、場合に応じて、民事裁判権又は抑止的裁判権に、当該条項が、消費者と被告により締結された同一の契約すべてにおいて、書かれなかったものとみなされることを宣言し、それが消費者に、被告の費用で、あらゆる適合する方法により周知されることを被告に命ずることを請求することができる。」

第 10 条 8 項

同法典 L. 421-6 条は次のように起草される一文により補完される。：

「同様に第 1 文の対象となる団体及び組織も、裁判官に、当該条項が、消費者と被告により締結された同一の契約すべてにおいて、書かれなかったものとみなされることを宣言し、それが消費者に、被告の費用で、あらゆる適合する方法により周知されることを被告に命ずることを請求することができる。」

第 10 条 9 項

第 5 項の規定は、効力発生日に進行中の審理には適用されない。

第 11 条

本法公布から 6 ヶ月以内に、政府はオルドナンスの方法により、憲法典 38 条に定められた条件において、電子通貨の企業活動とその実施並びにこれら企業の信頼ある監督に関する 2009 年 9 月 16 日欧州議会及び委員会の 2009/110/CE 指令の転換に必要な法律の範囲に属する措置を採り、そして当該転換に関連する立法の適合措置を採る権限を与えられる。

本法公布から 12 ヶ月以内に、政府はオルドナンスの方法により、憲法典 38 条に定められた条件において、一方で、必要な適合と共に、当該オルドナンスをニューカレドニア、フランス領ポリネシア、そしてワリス・エ・フトゥナ島において、国の権限に属する当該規定を適用可能とすること、他方で、サン・バルテルミー、サン・マルタン及びサン・ピエール・エ・ミクロンについては、必要な適合をなすことを認める措置を採る権限を与えられる。

これらオルドナンスの承認に関する政府提出案は、議会の前に、遅くともオルドナンス公布後 3 ヶ月目以降に提出される。

【注】

- 1) Economie : renforcer les droits, la protection et l'information des consommateurs. (国民議会サイト : http://www.assemblee-nationale.fr/13/dossiers/protection_information_consommateurs.asp)
- 2) TEXTE ADOPTÉ n° 742 (国民議会サイト : <http://www.assemblee-nationale.fr/13/ta/ta0742.asp>)、Protection des consommateurs : adoption du projet de loi par les députés., D. 2011. Actu. 2463.
- 3) 商法典第 3 編第 4 章は結局、一般的な食品流通のみ対象としている (François-Luc Simon, Le projet de réforme relatif à la distribution alimentaire., JCP E 2011, 617 ; Marie Malaurie-Vignal, La convention d'affiliation prévue par l' article 1er du projet de loi Lefebvre renforçant les droits, la protection et l'information des consommateurs., D.2011. Point de Vue., 2550.)。
- 4) Sénat サイト (<http://www.senat.fr/leg/pj111-012.html>)